

第1回青森地方最低賃金審議会議事録

- 1 日 時 令和6年7月4日（木）午後3時～午後3時52分
- 2 場 所 青森第二合同庁舎1階 共用会議室
- 3 出席者

【委員】	公益委員	飛鳥委員	石岡委員	中村委員	森宏之委員	森理恵委員
	労働者委員	秋田谷委員	相馬委員	中野委員	野坂委員	保土澤委員
	使用者委員	小山内委員	小山田委員	菅委員	藤井委員	
【事務局】	井嶋青森労働局長	上野労働基準部長	森越賃金室長	木村室長補佐	高山賃金指導官	

4 開会

（事務局 室長補佐）

それでは定刻になりましたので、ただ今より「令和6年度第1回青森地方最低賃金審議会」を開催いたします。

最初に本年4月の人事異動により、事務局に変更がありましたので紹介させていただきます。

賃金室長の森越でございます。

（事務局 賃金室長）

よろしくお願いいたします。

（事務局 室長補佐）

賃金室長補佐の木村でございます。よろしくお願いいたします。

（事務局 室長補佐）

賃金指導官の高山でございます。

（事務局 賃金指導官）

よろしくお願いいたします。

（事務局 室長補佐）

次に令和6年4月以降に新たに審議会委員に就任されました方をご紹介します。労働者代表委員の中野隼様です。

（中野委員）

中野と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

（事務局 室長補佐）

労働者代表委員の相馬満様です。

(相馬委員)

相馬と申します。よろしくお願いいたします。

(事務局 室長補佐)

使用者代表委員の菅孝様です。

(菅委員)

菅でございます。よろしくお願いいたします。

(事務局 室長補佐)

本日の委員の出欠状況ですが、小野委員が都合により欠席されておりますが、最低賃金審議会令第5条により、委員の3分の2以上、又は労働者、使用者、公益委員の各3分の1以上の出席という議決要件を満たしていることを報告します。

また、本日の審議会は、青森地方最低賃金審議会運営規程第6条の規定により、公開としたため傍聴人の募集を行ったところ、8名の方から応募がなされ、本日、傍聴されていることを報告いたします。ただし、1名の方が遅れておりますので、現在7名となっております。

それでは、井嶋青森労働局長よりご挨拶を申し上げます。

(局長)

青森労働局長の井嶋でございます。委員の皆様にはお忙しい中、本審議会にご出席いただき、誠にありがとうございます。

さて、青森県の雇用情勢でございますが、直近、令和6年5月の有効求人倍率は、1.10倍と、前月から0.03ポイント低下したものの、39か月連続で1倍を超える人手不足の状況にあります。

日銀青森支店の県内金融経済概況においては、景気は緩やかに回復している、又は、名目雇用者所得は緩やかに増加しているとされておりますが、我が国の経済全体を見ますと、円安等の影響による原材料費の高騰や天候不順による食料品の値上げなど、物価が安定しない状況が続いております。

先日、閣議決定されたいわゆる「骨太の方針2024」において、2030年代半ばを目標に全国加重平均1,500円を目指すとした目標について、より早く達成ができるよう労働生産性の引き上げに向けて、自動化・省力化投資の支援、事業継承やM&Aの環境整備に取り組むとされ、厚生労働省、労働局だけでなく、政府として最低賃金引き上げのための環境整備を行うこととしております。

こうした状況で迎えた今年度の審議会でございますが、調査審議に必要となる統計などの資料については限られた範囲にはなりますが、事務局において準備をさせていただきますので、委員の皆様方にはおかれましては、最低賃金法に定められた地域別最低賃金の決定の原則に従って、青森県の最低賃金についてご審議のほどよろしくお願いいたします。

(事務局 賃金室長)

それでは、以後の議事進行を石岡会長よりお願いいたします。

(石岡会長)

それではよろしくをお願いいたします。

議題1の「青森県最低賃金の改正決定に関する諮問について」を事務局からお願いします。

(事務局 賃金室長)

初めに、石岡会長に対しまして、青森県最低賃金の改正決定に関する諮問を行わせていただきます。

(局長、石岡会長が中央に移動し、局長から石岡会長に諮問文を手交)

(事務局 賃金室長)

事務局の方から各委員の方に写しを配付させていただきます。

(事務局が、各委員に対し諮問文の写しを配付)

(事務局 賃金室長)

ただいま、諮問文を各委員の方に配付させていただきました。

改めまして、本年4月1日から賃金室長をしております森越と申します。よろしくお願いいたします。

改正諮問の説明の前に、今年度最初の審議会でございますので、改めて青森労働局の審議会事務局を紹介させていただきたいと思っております。

先ほどご挨拶させていただきました井嶋局長でございます。

(事務局 局長)

よろしくお願いいたします。

(事務局 賃金室長)

上野労働基準部長でございます。

(事務局 労働基準部長)

労働基準部長上野でございます。今年度もよろしくお願いいたします。

(事務局 賃金室長)

木村賃金室長補佐でございます。

(事務局 室長補佐)

木村です。よろしく申し上げます。

(事務局 賃金室長)

高山賃金指導官でございます。

(賃金指導官)

高山です。よろしく申し上げます。

(事務局 賃金室長)

以上、事務局一同、審議会の円滑な運営を心がけてまいりますのでよろしくお願いいたします。

それでは改正諮問について説明させていただきたいと思います。

先ほど配付させていただいた諮問文につきましては、6月21日に閣議決定されました、「新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画2024改訂版」、及び「経済財政運営と改革の基本方針2024年」、いわゆる「骨太の方針」に基づき調査審議をお願いするとしたものでございます。

別冊資料を配付させていただいておりますが、目次に「第1回目安に関する小委員会」とある資料NO.2のところに「新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画2024年改訂版」の関係部分の抜粋、及び資料NO.3に「骨太の方針」の関係部分抜粋の方を添付しておりますが、右下の通し番号の65ページに「新しい資本主義のグランドデザイン」及び「実行計画2024改訂版」があり、67ページの中段のⅡに「人への投資に向けた中小・小規模企業等で働く労働者の賃上げ定着」という項目がございます。

さらに70ページになりますが、「2 非正規雇用労働者の処遇改善」の項目の下に「最低賃金の引き上げ」という部分がございますが、71ページから読み上げますと、「今年は昨年を上回る水準の春季労使交渉の結果を含み、労働者の生計費、事業者の賃金支払能力の3要件も踏まえて、最低賃金の引き上げ額について、公労使三者構成の最低賃金審議会ですっかり議論いただく」こととされております。以下は、先ほどの労働局長の挨拶の中で触れさせていただいておりますので省略させていただきます。

さらに通し番号の77ページをご覧くださいますと、資料NO.3の「経済財政運営と改革の基本方針2024」、いわゆる「骨太の方針」というものでございますが、こちらの79ページにも先ほどと同じ内容のことが書かれております。

中央最低賃金審議会におきましても、この政府方針が確認された中で、6月25日に令和6年度の目安についての審議がスタートしております。

別の綴りの資料を見ていただきまして、その最後の頁に6月25日になされました厚生労働大臣から中央最低賃金審議会宛での諮問文を載せてありますのでご確認いただければと思います。

なお、最低賃金につきましては、この地方最低賃金審議会におきまして、中央最低賃金審議会から示される目安を参考にしつつ、最賃決定の三原則でございますが、労働者の生計費、労働者の賃金、企業の賃金支払能力を総合的に考慮した上で調査審議いただき、その意見を

尊重して労働局長が決定するという原則に変わりはありません。

青森県における低賃金労働者の実態を把握するために、現在、私ども事務局におきまして、最低賃金に関する基礎調査を始め、各種統計等の資料作成の作業を行っているところでございます。実際の資料につきましては、目安を伝達する第二回審議会、又はその後の専門部会においてお示しさせていただきたいと思っております。

続いて、会議次第のある資料から何点か説明させていただきます。資料の2ページに、森県の春季賃上げ妥結状況の資料を添付しております。

連合青森と青森県経営者協会による集計結果でございますが、連合青森の集計ですと賃上げ率の加重平均が「4.01%」、経営者協会の集計による単純平均では「3.2%」の賃上げ率ということになっております。

資料NO. 3には6月21日に日銀青森支店から示されました県内金融経済概況の資料を付けさせていただきます。こちら先ほど労働局長から紹介させていただいておりますけれども、「全体感」の部分では「県内の景気は緩やかに回復している」という表現とされております。

資料NO. 4をご覧くださいと、7ページに青森労働局が公表しております青森県の雇用失業情勢についての資料があり、9ページには詳細が載っております「職業安定業務取扱月報」を添付させていただきます。

別冊の資料の方をご覧くださいと、資料NO. 1に「主要統計資料」がございます。2ページに「Ⅰ 全国統計資料編」、3ページに「Ⅱ 都道府県統計資料編」、4ページに「Ⅲ 業務統計資料編」がございます。

まず、通しページの40ページの「Ⅱ 都道府県統計資料編」をご覧くださいと思っておりますが、40ページの「1 各種関連指標（ランク別 都道府県別）」に各ランクの各種指標がございます。また、「県民所得」、「標準生計費」、「高卒新規学卒者の初任給の決定状況」等についての各種指標が数ページに亘り載っております。

次に56ページをご覧ください。「地域別最低賃金改定状況」ということで、昨年度の全国47都道府県の上からA、B、Cランクの最低賃金の改定状況の引き上げ率等が載っております。

さらに57ページにつきましては、「目安と改定額との関係の推移」ということで、中央から示された目安に対して、何円で決定し、目安に対して上乘せがあったのかなかったのか、上乘せは何円であったかの推移が載っております。

下から2番目に青森がございまして、令和5年度でいきますと、「+6」となっておりまして、39円の目安に対して、プラス6円の45円引き上げが行われたということを示しております。

58ページは、同じく各ランクの効力発生日の推移ということになっております。青森は、下から2番目になりますけれども、令和5年度は10月7日と表示されております。昨年度は10月7日に898円で改正発効しているということでございます。その前年は10月5日、前々年は10月6日で、ここ10年ぐらいで行きますと、10月の上旬あるいは半ば以降の発効という状況になっております。

60ページは、「最高額と最低額及び格差の推移」ということで、最高額は基本的に東京に

なりますけども、東京と一番低い県がどこかということとその格差を示しております。令和5年度に一番高いのは東京で1,113円、一番低いのが岩手の893円となっております、その差は220円となっております。東京の1,113円に対して、秋田、岩手の893円がどれぐらいの割合かということで行きますと80.2%となっております、その前年は青森も入っておりますけども、79.6%ですので、格差は、徐々に小さくなっているということがこの表から見て取れるということになります。

83ページをご覧ください。資料NO.4といたしまして、「足下の経済状況等に関する補足資料」ということになります。こちらの資料の3、4ページ、通し番号では85、86ページになりますが、こちらに全国の連合及び経団連の集計結果が載っております。

85ページに連合の集計が載っておりまして、全体で5.08%、中小で4.45%となっております。

なお、昨日、連合から最終集計が出されておりました、5.08%から更に上がり5.10%と公表されております。

次のページは、経団連の集計結果になりますが、こちらの一番右のグラフでは、大手が5.58%、中小で3.92%といった春季賃上げ状況となっております。

通し番号147ページに、資料No.5といたしまして、中央の「目安に関する検討小委員会」の今後の日程が示されております。6月25日に第1回、7月10日に第2回、7月18日に第3回、7月23日に第4回が予定されております。

149ページからは参考資料ということで、150ページにはJILPT労働政策研究・研修機構が行っております、最低賃金の引き上げと企業行動に関する調査の概要が載っております。

159ページにはNTTデータ経営研究所が実施した最低賃金の引き上げに関する労働者の意識や対応等に関する実態把握のための調査の速報概要が載っております。

以上が諮問及び配付資料に関する説明でございます。

(石岡会長)

それでは、諮問文について説明いただきましたけれども、何か質問、ご意見等ございませんか。

よろしいでしょうか。

では、青森地方最低賃金審議会、最低賃金専門部会について、事務局から説明をお願いします。

(事務局 賃金室長)

専門部会の設置につきまして説明いたします。

会議次第が付いております資料の38ページをご覧くださいと思います。

38ページの資料No.12として、関係法令の一覧、最低賃金法及び最低賃金審議会令の抜粋を載せております。38ページの上方に最低賃金法第25条の規定が載っておりますが、第25条第2項に「最低賃金審議会は、最低賃金の決定又はその改正の決定若しくは廃止の決定について、調査審議を求められた時は、専門部会を置かなければならない。」と規定されてお

ります。

先ほど労働局長から諮問がございましたので、今年度も専門部会を設置して審議していただくということになります。

また、委員の選任につきましては、本審議会委員の任命手続きに準拠して行うこととなっております。

つきましては、労働者代表委員及び使用者代表委員として、各3名の候補者を推薦していただくということになりますので、労使各側におかれましては、ご準備のほど、お願いしたいと思っております。

専門部会委員の推薦は、本日付けで労働局にて公示を行いまして、公示期間は本日、7月4日から7月16日までと設定することとしております。

また、公示の内容につきましては、各関係団体の皆様に送付させていただきます。

この期間に推薦をいただいた方の中から専門部会委員を決定して、その後、第1回目の専門部会で正式に組織として設置されることとなっております。

また、専門部会の廃止につきましては、資料の39ページの下方に記載のあるとおり、最低賃金法第6条第7項に「最低賃金専門部会は、その任務を終了した時は、審議会の議決により、これを廃止するものとする。」とされております。

従いまして、本日の審議会において、任務を終了した時は廃止する旨の議決を行っていただく必要があるということになります。

なお、専門部会3名の公益委員につきましては、昨年度と同様、石岡委員、森宏之委員、森理恵委員にお願いしたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

また、専門部会委員の推薦の公示に併せまして、資料38ページの第25条第5項に「最低賃金審議会は、最低賃金の決定又はその改正若しくは廃止の決定について調査・審議を行う場合には、厚生労働省が定める関係労働者、関係使用者の意見を聴くものとする。」とあるとおり、関係労使の意見聴取に関する公示も行うこととしております。この公示期間につきましても、本日7月4日から7月17日までと設定することとしておりますので、この期間内に意見書の提出があった場合には、第1回目の専門部会において意見を聴取することいたします。

以上が専門部会の設置についてでございます。

専門部会委員の推薦公示、意見聴取、公示期間とも大変タイトなスケジュールで申し訳ありませんが、ご準備のほどよろしくお願いいたしますと思います。

(石岡会長)

ただ今の説明について、ご質問等はございませんか。

よろしいですか。

それから本審議会による議決が必要なものとして、最低賃金専門部会が任務を終了次第、廃止することにつき決めることになっております。こちらよろしいでしょうか。

(各委員)

異議なし。

(石岡会長)

では、本審議会で議決したことを確認しました。

それでは、次に議題3「地方最低審議会令第6条第5項の適用」について事務局から説明をお願いします。

(事務局 賃金室長)

最低賃金審議会令第6条5項の適用の関係につきまして説明させていただきます。

資料39 ページの同第6条第5項に「審議会は、あらかじめその議決するところにより、最低賃金専門部会の議決をもって審議会の決議とすることができる。」という規定がございます。こちらを適用するかどうかについて、審議をよろしく願います。

(石岡会長)

これも、本県では、専門部会の決議は、もう一度本審で審議するという扱いにしてきましたので、本年もそのような取り扱いにしたいと思いますが、よろしいでしょうか。

(各委員)

異議なし。

(石岡会長)

それでは、同第6条5項は適用しないこととしたいと思います。

次に、議題4「令和6年度青森地方最低賃金審議会の開催予定」について、これも事務局から説明をお願いします。

(事務局 賃金室長)

会議次第が付いております資料の26ページをご覧くださいと思います。

26 ページに資料No.5として、「令和6年度青森地方最低賃金審議会開催日程(案)」をつけております。こちらは事務局案になりますが、審議会委員の皆様にあらかじめメールで送付させていただいているものと同じものになります。

事務局案の日程案の作成にあたりましては、早期発効を念頭に置きながら、皆様から提出いただきました「日程確認表」を基に委員が最大数出席可能な日時を優先して組んでおります。

したがいまして、ご都合が悪いとお申出いただいた日に審議会が設定されている場合もあろうかと存じますが、ご了承願います。

上から順に説明させていただきますと、専門部会委員の推薦と意見聴取の公示期間については、先ほどご説明のとおり、委員の推薦については、本日、7月4日から7月16日まで、意見聴取については、本日から7月17日までとしております。

その上で、第1回専門部会の組織会、関係労使の意見聴取を7月22日月曜日に設定させていただきます。



また、先ほど、少し中央の目安に関する小委員会の開催日程について触れさせていただきましたけども、この中央の審議日程より7月26日頃までには、目安答申が行われるであろうことを前提に、当審議会では、7月29日月曜日の第2回本審にて目安の伝達を予定させていただきます。

その後、専門部会における金額審議の日程を、8月5日、8月7日、及び8月8日に配置しております。

また、予備日として、8月9日午後1時から第5回専門部会を設け、同日午後3時からの第3回本審において答申をいただきたいという日程を事務局案としております。

先ほど、「最低賃金審議会令第6条5項の適用はしない」旨決議いただきましたので、専門部会の決議の結果を審議会に報告し、本審で議決していただくということになります。

8月9日に答申をいただいた場合には、異議の申出の締め切り期間が8月26日までとなりまして、翌日8月27日に異議申出に係る審議会を開催して諮問を行いまして、同日、答申をいただいて官報公示を9月5日に行った場合、官報公示から30日を経た10月5日が最短の効力発生日となります。

また、8月9日までの専門部会で結審に至らないという場合を想定しまして、第6回専門部会を開催する場合には、更なる予備といたしまして、お盆明けとなる8月19日に専門部会を配置して、同日午後に本審を開催し、答申をいただくこととしております。

なお、8月19日に答申いただいた場合につきましては、異議の申出に係る締め切りが9月3日、9月4日に異議の申出に係る審議を行っていただきまして、それから同じように官報公示の手続きを経まして、10月13日が最短の発効日となります。

今後の審議日程についての事務局案は、以上のおりとなります。

審議をお願いいたします。

(石岡会長)

今の日程の案について何か質問やご意見はありますか。

(森宏之委員)

はい。

(石岡会長)

はい、どうぞ。

(森宏之委員)

8月9日で大体終わる予定ではありますが、今年度、審議の過程にてやはり他の都道府県の状況も見極めたいところでございまして、予備日を8月19日も設定しておくという事務局の案を支持したいと考えます。

(石岡会長)

他には質問やご意見はありませんか。

よろしいですか。

それでは、この案でということ、一応予備日は2つ設けるといことですかね。

それでは、事務局にもう一度確認させていただきます。

(事務局 賃金室長)

では、改めて確認させていただきます。

資料No.5に記載しております日程で進めさせていただきますことを確認させていただきます。

今後、7月22日に第1回専門部会、7月29日に第2回本審、8月5日の第2回専門部会以降、金額審議を行っていただきまして、8月9日の第3回本審で10月5日の発効を目指すという日程になります。

また、8月9日まで結審しない場合には、8月19日に専門部会と本審を開催することになります。この場合は、10月13日の発効になります。

以上、確認させていただきます。

(石岡会長)

次に議題5「青森地方最低賃金審議会における議事公開の取扱い」について、事務局から説明をお願いします。

(事務局 賃金室長)

議事の公開の取扱いにつきまして説明させていただきます。

会議次第が付いております資料の27ページをご覧ください。こちらに「目安制度のあり方に関する全員協議会報告」を載せております。こちらは、昨年4月6日に中央最低賃金審議会で決議された内容のポイントになります。こちらの1の(3)に「議事の公開」が記載されておりますとおり、全員協議会の中で目安小委員会の議事については、「議事の透明性の確保と率直な意見交換を阻害しないという2つの観点を踏まえ、公労使三者が集まって議論を行う部分については、公開することが適当との結論に至った。」とされております。

議事の公開に関しましては、当青森地方最低審議会の運営規程の中で「会議は原則として公開する」とされておりますが、いわゆる但し書きに該当する場合には、「非公開とすることができる」ものとされております。

今、ご覧いただきました全員協議会の報告のポイントにて「議事の公開」について「公労使三者が集まって議論を行う部分については、公開することが適当」ということを踏まえまして、昨年度、当青森地方最低審議会の本審は全て公開ということにしております。

専門部会につきましては、個別協議を行わない第1回、第2回の専門部会は全て公開とし、金額審議を行う第3回以降の専門部会については、この全員協議会報告のとおり、公労使三者が集まって議論を行う部分は公開とし、公労又は公使の二者で議論を行う個別協議の部分については非公開としておりました。

よって、今年度の審議につきましても、当審議会において、公労使三者が集まって議論を行う部分を公開とし、公労又は公使の二者で議論を行う個別協議の部分については非公開

とすること、につき確認をいただきたいということになります。

なお、専門部会での取扱いにつきましては、専門部会にて審議いただくため、本審における取扱いについて審議をいただきたいと思えます。よろしく願いいたします。

(石岡会長)

今の説明に対して、何か質問や意見はございませんか。

(各委員)

異議なし。

(石岡会長)

それでは、本審について、三者で協議する部分は公開し、二者で協議する部分は非公開とするということで確認したいと思います。

なお、専門部会については、専門部会にて審議することとなります。

それでは、次に議題の「6 青森地方最低審議会運営規程の改正」について事務局から説明をお願いします。

(事務局 賃金室長)

会議次第が付いております資料の28ページ、資料No.7をご覧ください。

今回、運営規程の改正について提案させていただくのは、第4条の部分でございます。

資料No.7、28ページが現在の規程で資料No.8、30ページが改正案ということになります。

30ページの青線を引いている部分が改正案の部分ということになります。

改正の趣旨でございますが、テレビ会議、いわゆるオンライン会議を行えるようにするというものでございます。

オンライン会議につきましては、実は3年ほど前に産業別最低賃金の審議、専門部会の審議を行う際にコロナ禍のために委員の移動ができなくなるということがございまして、その際に青森会場と八戸会場をリモートで接続して実施したということがございます。

その際は、運営規程を改正せず、いわゆる運用として実施したものでございますが、運営規程の方も明確に改正しておきたいということになります。

なお、運営規程の第10条により、「新規程の改廃は、審議会の議決に基づいて行う。」となっておりますので、今回、議題として提案させていただいたものでございます。

ご審議のほど、よろしく願いいたします。

(石岡会長)

以上の説明ですが、何か質問、あるいはご意見はございませんか。

「必要であると認める時は～できる」という規定ですので、「できる」ということにおいて、やはり大事な問題ですので、出席していただくことに越したことはないと思っておりますので、弘前市や八戸市からいらっしゃる委員の方などもいらっしゃると思っておりますが、基本は出席していただければと思います。

ただし、いろんな場合がありますので、場合によって「できる」という規定を設けていきたいということですが、よろしいでしょうか。

(各委員)

異議なし。

(石岡会長)

それでは、事務局案のとおり運営規程を改正したいと思います。

次に議題の「7その他」ですけれども、これも事務局からお願いします。

(事務局 賃金室長)

では、「7その他」ということで、最低賃金に関しまして、最低賃金審議会あるいは青森労働局あてに出された要請等につきまして3件報告させていただきます。

議題が付いている資料の資料No.9からNo.11まで、通し番号でいきますと32ページからになります。

資料No.9、32ページが本年の3月13日にありました日本労働組合総連合会 青森県連合会からの要請でございます。

34ページの記の「6 最低賃金の取組」について、この部分が最低賃金に係わる部分になっております。

続きまして、資料No.10、35ページになりますが、こちらは、今年5月28日にございました全労連東北地方協議会、全労連北海道地方協議会、及び青森県労働組合総連合からの要請でございます。最低賃金の引き上げと中小零細企業の支援の拡充、及び最低賃金引き上げに関連する議事の開示を求める内容等の要請になっております。

そして、資料No.11、37ページが、青森地方最低賃金審議会会長宛てに送付されました6月1日付けの青森県弁護士会長の声明ということになりまして、こちら最低賃金についての文言が記載されております。

資料の説明は以上となりますが、更に、皆様のお手元に「最低賃金決定要覧」も配付させていただいておりますので、必要に応じてご活用いただければと思います。こちらには各委員のお名前を記載しておりますので、お持ち帰りにならない場合には、事務局で保管し、審議会の都度、ご用意させていただきます。

また、各委員に産業別最低賃金の審議日程調整のため、先週6月24日付けでメールにて9月及び10月の「日程確認表」の提出をお願いしておりますので、そちらもよろしく願います。

事務局からは以上でございます。

(石岡会長)

今の説明に対して、何か質問やご意見はございませんか。

よろしいでしょうか。

その他、委員の皆さまから今後の審議等について、何か発言したいことはございませんか。

よろしいでしょうか。

それでは、これから今年度の審議が始まって参りますので、ご協力をよろしくお願いしたいと思います。

それでは、本日の審議会はこれにて終了します。

お疲れ様でした。

(事務局 室長補佐)

以上をもちまして、第1回青森地方最低賃金審議会を閉会いたします。

ありがとうございました。